

国際情勢を読み解く ②

トルコ 親イスラーム政権の 対世俗派攻勢

アジア経済研究所地域研究センター
中東研究グループ長

間 寧



今年の6月にトルコが国連安保理での対イラン制裁決議案に（ブラジルと共に）反対票を投じて以降、トルコが西洋から東洋に志向を変えたのではないかとの「東寄り」議論が国際社会でされるようになった。この議論は、米国が対イラン政策を関与から封じ込めに舵を切ったことにトルコが（ブラジルと共に）同調しなかったことに端を発したものである。トルコ外交が近隣諸国との関係

改善を重視するようになってきたのは事実であるが、それを欧米からの乖離と理解するのは正しくない（トルコの対外関係変化については『アジアワールドトレンド』「近刊」拙稿参照）。トルコ国内では、トルコの外交上の軸足がぶれていないとの意見が支配的である。より重要なのはトルコ国内で起きている大きな変化である。トルコの国内政治では2007年以降、大きな流れとして、第2

期目に入った親イスラーム（議会制民主主義下でイスラーム的価値を擁護、推進する考え）の公正発展党（AKP）政権が、トルコの厳格な世俗主義の緩和や軍部の政治的影響力除去を試みている。同政権の第1期目は政治的穏健性と経済安定化重視の路線で国民の支持を得ていたが、対世俗派攻勢での強引な手法が世俗派との対立を顕在化させるとともに世論に不安感と呼び起こしている。本

稿では9月12日に憲法改正国民投票が実施されるトルコの最近の内政を分析する。

国内での「軸ずれ」議論

国際社会で展開されたトルコの「東寄り」議論は、トルコ国内にやや形を変えて「軸ずれ」議論として反映された。国際社会での議論の焦点は西から東という「方向」だったのに対し、トルコでの議論は軸が元の位置からずれた(直訳だと「滑った」)かどうかを問題としていた。ずれ(「滑り」)はそもそも否定的な表現であるため、本来、欧米志向で世俗主義的な人々も、中東やイスラームの伝統的価値観を重視する人々も、別々の理由ながら、軸のずれは起きていると主張した。前者は、トルコの対外政治経済関係において欧米が依然として中心的な位置にあるこ

とを根拠とする一方、後者は近年のトルコの中東やコーカサス諸国との関係強化が、これら地域との過去の関係軽視を修正するための軸の調整であると論じている。

いずれにしても、トルコ国民の意識の上では軸の大きなずれは起きていないようである。EU加盟を求める世論は弱まっているものの、加盟賛成派が反対派を上回っている構図に変わりはない。2009年秋に実施されたユーロ・バロメーター(EU加盟・加盟候補諸国の世論調査)調査結果でも、トルコでは45%がEU加盟を「良いこと」と答え、「悪いこと」と答えたのは26%にとどまる。トルコにおけるEU加盟賛成世論は、加盟見込みに連動している。2004年末にEUがトルコのEU加盟交渉開始を承認した頃から、特にフラ

ンスやドイツを中心にトルコ加盟反対論が強まり、さらに2005年夏以降EUがトルコとの加盟交渉開始の新たな条件として(ギリシャ系)キプロス共和国との関税同盟実施(すなわち同国を国家承認すること)を求め、トルコが(トルコ系)北キプロスへのEUの経済制裁が解除されていないことなどを理由にこれを拒否すると、2007年には同交渉が部分凍結された。トルコの加盟賛成世論の弱まりはこれらの動きを反映している。政府も、EUの交渉態度に対して不満を示すものの、依然としてEU加盟を外交の最優先課題としている。レジェップ・タイイットプ・エルドアン首相は今年6月、EU内の一部の国がトルコの加盟を阻んでいるとして、EU自体への批判を避けるとともに、トルコのEU加

盟を実現できるかどうかはEUに課された試験であるという言い方で、EUにへつらうことなく加盟交渉を続けるという姿勢を国内向けに示している。

トルコの世俗主義体制の変化

むしろ今の政治の焦点は、親イスラームのAKP政権とトルコの政治体制を維持してきた国家エリートとの相克である。トルコ共和国の世俗主義体制は、軍部、世俗主義政党、司法官僚という国家エリートに支えられてきた。トルコ共和国とは、第一次世界大戦で敗北したオスマン帝国が西欧列強による解体の危機に瀕していたときに軍人ムスタファ・ケマルが祖国解放戦争を指揮して勝利し、その勢いに乗って1923年に、政治体制から宗教性を排除する世俗主義的共和体制として樹立したもので

ある。そして国家と社会を急速に西欧化するため、一党独裁下で西欧の法制度を導入すると共にイスラーム教団や宗教的装束を禁止するなどの世俗主義改革を実施した。しかし1946年にトルコが複数政党制に移行した後、宗教的自由化を唱えて大衆を代弁する政党が台頭し、世俗主義を掲げる政党は少数派に転じた。

にもかかわらず、トルコでこれまでも世俗主義体制が維持されてきたのは二つの要因による。第1に、世俗主義的国家エリートである軍部と司法府が宗教勢力の政治体制への浸透に対してにらみをきかせていたことである。軍部はトルコ共和国体制下のこれまでの三つ（1924年、1961年、現行1982年）の世俗主義的憲法のすべての起草に関わってきた（これら三つの憲法は共和国

樹立（1923年）および2回の軍事クーデター（1960年、1980年）の後に起草された）。軍部はまた、宗教の政治的利用に対して、軍事クーデターを示唆しつつ幾度となく警告を発してきた。司法府では、世俗主義・一元的国家の憲法原則に反する疑いのある政党の解党を最高検察庁が憲法裁判所に対して求めることができる。憲法裁判所創立の1962年以降これまで七つの院内政党が解党されたが、そのうち三つが反世俗主義を理由にしていた（その他4党のうち、二つは分離主義を理由）。第2に、ムスリムが9割以上を占めるトルコの国民の大多数が、男女平等や教育普及などの世俗主義の恩恵を認識しているとともに、宗教を政治的に利用すべきでないと考えていることである。厳格な世俗主義

支持者は2割程度と少ないものの、その逆のイスラーム体制を求める意見も2割程度に過ぎない。

しかし、2002年総選挙でAKPが親イスラーム政党としてはトルコで初めて単独政権を築いてから第1の要因に変化が現れ始めた。同党は従来の親イスラーム政党から改革派が分派して2001年に結党された。AKPは親イスラーム派政党の過去の解党経験にも学び、穏健路線に転じて自らを中道右派政党と主張、2001年経済危機後の政権批判票の最大の受け皿となった。AKP政権第1期（2002～2007年）にはトルコでは1991年以来的の単独政権として経済自由化政策を比較的一貫的に実施して経済成長回復に寄与した。また政治的には宗教的言動や政策を差し控え、EU加盟交渉

開始の条件となるコペンハーゲン基準達成のための民主化改革を実施した。その背景には、EU加盟が国民から強い支持を受けていたことや、民主化改革が軍部の文民統制や宗教的自由の拡大などAKPの目的になうとの思惑があった。

民主化改革過程で軍部の政治的影響力は徐々に削がれていたが、その軍部が目立った抵抗を示したのが2007年4月だった。きっかけは2007年5月予定の大統領選挙（国会議員による間接選挙）での候補者選定を巡って、AKPが同党のアブドゥッラー・ギュル外相を推したことである。彼は国際派かつ穏健派と見なされていたものの、彼の妻がイスラーム的スカーフを着用していたため、大統領夫人が公式の場で宗教的装束をまとうことに世俗主義勢力

が反発したのである。軍部が記者会見で次期大統領に世俗主義遵守を求めたり参謀本部ホームページにイスラーム原理主義を許さないとする警告を掲載したりすると、それに呼応して世俗主義市民が大都市で大衆行動を起こした。その後野党第一党で世俗主義の共和人民党（CHP）が国会での大統領選挙を棄権すると憲法裁判所が同選挙を定数不足を理由に無効とする判断を下した。これに對して与党が総選挙を7月に繰り上げて国民の信を問うたのである。

親イスラーム政権の対世俗派攻勢

AKP政権は2007年7月総選挙で46%と前回総選挙に比べて13%増しの支持率で再任された。第2期AKP政権はこれにより勢いづく、第1期よりもより大胆な政策に転じた。そして8月にギュル外相を再び

大統領候補に立てて国会で選出させ、10月に大学でのスカーフ着用自由化のための憲法改正を成立させた。それと並行して、AKPの影響下にあるイスタンブールなどの地方検察庁はエルゲネコンという名のテロ組織が国家転覆を企てたとして軍部、大学、司法、新聞記者らをテロ容疑で逮捕拘束し始めた。エルゲネコン訴訟は2008年1月に開始されたが、多くのクーデター未遂事件についての起訴からなるため、その全貌はいまだに明らかでないし、検察の主張と証拠についても多くの疑念が示されている。また裁判所の許可なく広範な人々に対して盗聴を行ったり、被疑者を漠然とした容疑で長期に（最長では2年以上も）拘留したりするなどの強引な捜査方法も批判されている。トルコで信頼度の高いKonda

社の2010年6月の世論調査でもエルゲネコン裁判について、「政府は非合法組織と戦っている」との答えが55%と多数派ではあるが、「政府は反対勢力を懲罰している」との答えが45%に達するなど、世論は大きく割れている。

ただし、エルゲネコン訴訟の中で2003～2004年の四つの軍事クーデター未遂の訴えは信憑性が高いと見られている。これらは、AKP政権が誕生して間もない時期に憲兵隊総司令官と陸軍第一司令官が首謀、陸海空3軍の司令官を巻き込んだ計画だったが、時の参謀総長ヒルミ・オズキョクが察知して平穩に処理したことを、オズキョク自身が2009年に間接的に証言している。また今年7月には2003年に計画されたと言われる「鉄槌」クーデター

未遂事件に関して現役77、退役25、合計102名の軍人に逮捕命令が出され、この中に含まれている9名の現役将校は8月の軍部人事最高評議会（首相が年2回主宰）で、訴追者に関する法律規定に従い昇格対象外となった。さらに、同評議会でイルケル・バシユブー国軍参謀総長が推した次期陸軍司令官候補をエルドアン首相が拒否して別の候補が承認されるという異例の事態も起きた。このように軍部の權威は、2007年4月の軍部の大統領選挙への介入以降大きく揺らいだ。

その軍部の代わりに世俗主義勢力がよりどころとしたのが上級司法府（憲法裁判所、最高裁判所、最高検察庁、最高行政裁判所などからなる）、特に憲法裁判所だった。エルゲネコン訴訟を担当していた下級司法府の

判事・検察官はAKP政権の影響下にあったが、上級司法府は人事権により独立性が確保されているため政権との距離を保ち、世俗主義を堅持しているからである。CHPは、大学でのスカーフ解禁の憲法改正が世俗主義に反するとの訴えを（訴訟資格のある野党第一党として）憲法裁判所に対して起こし違憲判決を2008年6月に勝ち取った。これに先立ち、最高検察庁は3月、憲法と法律の世俗主義規定に反して宗教国家を打ち立てようとしているとの理由でAKPの解党と首相を含む主要政治家の政治活動5年間禁止を求める訴訟を起こしていた。憲法裁判所は7月に判決を下して同党を反世俗主義の中心的存在と認定しつつも、政党助成金の一部返却という軽微な罰を科しただけで解党や政治活動禁止

は命じなかったが、AKPは上級司法府からの脅威を再認識した。さらに2009年7月には、司法府の定期人事異動についての決定を巡り、（司法府人事の決定機関である）判事検事最高委員会の上級司法府選出委員たちが、エルゲネコン裁判担当検事・判事の異動を求めて委員長である司法相と対立する出来事が起きた（ただし異動は起きなかった）。

憲法改正の国民投票の意味

上級司法府の一連の攻勢に対してAKPが着手したのが、今年9月12日に国民投票にかけられる憲法改正案である。法案は5月に国会で可決したもの、賛成票が定数の3分の2に達していなかったため、発効には国民投票での過半数支持が必要となった。同憲法改正案は大きくいて、三つの柱からなる。

第1に、司法府、特に憲法裁判所と判事検事最高委員会の独立性を弱め政権与党の影響力を強める憲法改正案である。全26条の憲法改正案のうち12条が司法府に関連している。まず、憲法裁判所に関しては、現行規定では憲法裁判所の判事11名のうち6名については上級司法府が示す候補の中から、残りの5名は司法府外から、大統領により選任される。憲法改正案では判事定員を6名増員し、そのうち5名については司法府外から選任できるようにするとともに、判事の定員17名のうち3名については国会に任命権を与えた。また、政党解党訴訟、憲法改正の違憲立法審査など重要な判決の成立のための条件を、出席判事の3分の2の賛成と現行（政党解党は5分の3、憲法改正は過半数）よりも厳しくした。次

に、判事検事最高委員会に関しては、定員を現行の7名（司法大臣、司法次官、最高裁判所代表3名、最高行政裁判所代表2名）から21名へと3倍に増やし、増員の14名はすべて下級司法府ないし司法府以外から選任されることにした。

第2に、軍部への文民統制を強化する条項である。これには、軍部の政治的影響力を削ぐのに加え、憲法改正を民主化のためと国民に訴えて支持を得る目的がある。軍人はあらゆる容疑について軍事法廷で訴追されていたが、軍事クーデターについては一般法廷で扱うこと、1980年軍事クーデターを実行した軍部関係者を訴追対象外としていた規定を廃止することなどが含まれる。

第3に、かねてからAKPが主張してきた宗教的自由に関するもので

ある。一つは、基本的人権侵害を理由に個人が憲法裁判所へ訴えることを認めたことである。これは大学などでのスカーフ着用自由化を想定している。もう一つは、軍部内での信教の自由を擁護するものである。前述の軍部人事最高評議会では反世俗主義的行為を理由に懲戒処分が下されてきたが、この処分に対して司法府への異議申し立てを認めたのである。憲法改正案の残りの条項は「民主化」のための基本的人権の保障にかかわるが、三つの柱とは異なって抽象的な内容で具体的な効果が見えにくいものである。

このように上述の憲法改正案はかなり性質を異にする多様な提案を含んでいるため、有権者にとって判断が難しい。そのため、賛否の判断は、自ら支持する政党の同案に対する態度

をもとに下そうとする傾向が強い。直近の世論調査によれば、賛成票がやや優位なものの、反対票とは僅差にある。

政治的膠着と2011年総選挙

AKP政権と世俗派の対立が続く中、同政権が打ち出した他の政策も行き詰まっている。政府は2009年夏以降、クルド人の文化的自由を拡大する政策を発表した。トルコでは最近まで、トルコ国籍保有者はすべてトルコ人であるという憲法規定を理由に、クルド人の文化的自由が制限されてきた。それが、EU加盟交渉準備過程開始を契機に、クルド人の文化的権利は2001年以降、憲法・法改正により徐々に拡大されてきたが、これをさらに加速させようとするのが上記のクルド自由化政策である。具体的には、国営テレビ

で24時間クルド語チャンネル導入、クルド語地名の復活、クルド地域の分離独立を掲げてきた武装組織クルディスタン労働党(PKK)投降者への恩赦などである。これはトルコ

民主化のための重要な政策である一方で、AKPがクルド地域での支持拡大を狙ったものでもあった。ただし、PKKとの直接対話は拒否した。

これを政府による対クルド懐柔・分断策と見たPKK指導者は反発して一時休戦を放棄し、クルド地域を中心に武力攻撃を再開した。国内テロが頻発化したのをうけて野党が政府批判を繰り返したことで、クルド自由化政策は頓挫した。さらに12月には院内クルド系政党である民主社会党(DTP)が憲法裁判所の解党命令を受けた。同議員および議員の多くは新たに平和民主党(BDP)を

結党してこれに移行したが、BDPがDTPと比べてクルド民族主義やPKK擁護の姿勢をより前面に出したことで、クルド問題の政治的解決の機運は弱まった。

AKP政権が第2期に入って世俗派との対立路線を強めたことは、国民の賛同をあまり得られず、浮動層や中間派の離反を招いているように見える。2007年総選挙でのAKPの勝利をもたらしたのは第1期の経済安定化と穏健路線だった。2007年選挙直前のKonda社による世論調査で、AKP政権下で宗教的原理主義が強まったかとの問いに、「強まらなかった」は54%で、「強まった」の33%を20ポイント以上引き離していたが、2010年6月の同社の世論調査では、「強まらなかった」は43%で、「強まった」の38%に約5

ポイント差にまで肉薄された。それでもAKPは依然として野党に対して相対的優位を保っている。確かにCHPの党首が5月、エリート色の強いデニズ・バイカルから庶民的かつ清潔感のあるケマル・クルチダロールに交代し、精力的な全国遊説で同党としては近年にない規模の聴衆を集めている。ただし党組織はあまり活性化しておらず、この勢いを定着させる条件は弱い。現状からすると、トルコで2011年7月までに実施される総選挙では、AKPが第1期や2期に比べて勢いを欠くものの、野党よりやや優位な状況にあると考えられる。さらに憲法改正の国民投票で賛成が反対を上回れば、AKPはそれを政権への信任票と主張して足場を固めるだろう。

(はざま やすし)